



も



人を尊び
命を尊び
個を敬愛す



平成29年 2月

社会福祉法人 麗寿会 デイサービスセンター ふれあいの森 〒253-0081 茅ヶ崎市下寺尾1928（ふれあいの森内）

TEL 0467-54-9111

発行責任者：石黒

ふれあいの森では今年もイベントが盛りだくさん。
節分では、特別な赤鬼と青鬼が現れました（笑）
当日は鬼が現れるのを「まだか、まだか」と心待ちに
されており、いざ鬼が現れると手に豆に見立てた新聞を
思いっきり投げていました。「福は内、鬼は外」
今年も幸福が訪れますね☆



新聞紙の豆がたくさん出来上がりつつあります。
皆で節分の用意をしています。

音楽療法の先生の
声に合わせて大きな声で
季節の唄を歌われ、
体も一緒に動かすので
終わった後は
体がポカポカと温まり
良い運動になります。



打楽器を中心にセッション！！
この時が一番盛り上がってます。



桜色した綺麗な紙をテーブル一杯に
何ができるのでしょうか？
春を感じさせる色合いです。



住宅改修について

住宅改修費とは

住宅改修費は、要介護認定を受けた利用者の自宅での暮らしを助けるために支給されるものです。玄関や浴室、トイレや廊下などの手すりの取り付けや段差の解消、床材の変更、引き戸や和式便器から洋式便器への取り替えといった自宅の改修に対して支給され、上限は20万円です。ただし、増改築目的での工事や、自宅にエレベーターを設置する費用は対象外になります。

住宅改修費の支給は原則】回限りですか、要介護度が3段階上昇した場合には再び同じ上限額（20万円）まで利用することができます。

利用にあたって

利用する場合は、事前に市区町村に申請をして審査を受けます。申請が認められたら改修工事を開始できます。費用は1割又は2割負担です。いったん利用者が支払い、後日償還払いで9割、8割（つまり最大18万円）の払い戻しを受けることになります。自治体によっては、受領委任払い制度があり、はじめから一割のみ負担すればよいところもあります。なお、自治体独自に助成制度がある場合は、介護保険の住宅改修費と併用して利用することも可能です。

改修前に検討すべきことは

住宅改修をする場合、福祉用具のレンタルや購入も含めて検討することが重要です。

進行性の病気の方は、今は手すりがあれば歩行可能であっても、歩行が困難となったときに車いすが通れるスペースをあらかじめ確保することなどが必要です。工事を考える前に介護保険制度の福祉用具貸与を利用することで、自宅内での動作がスムーズにおこなえるようになり、改修しなくても介護者の負担が軽減されることもあります。

支給対象となる住宅改修の種類

- 1 手すりの取り付け
- 2 段差の解消
- 3 滑り病死、及び移動の円滑化等のための床または痛路面の寺領の変更
- 4 引き戸等への扉の取り替え
- 5 洋式便器等への便器の取り替え
- 6 その他、上記5項目の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修



ふれあいの森居宅より